

(仮称)河合町まちづくり基本条例 項目別論点と事例(団体自治・行政運営)

基本分科会 (総則、条例、町民、議会、首長、職員、文化等)		参画・協働分科会 (情報、住民自治、参加・参画と協働等)		団体自治・行政運営	
中川分科会長(審議会会長)		清水分科会長(審議会副会長)		事務局→全体会	
大項目	小項目	大項目	小項目	大項目	小項目
前文					
総則	目的	情報	情報公開・共有	行政経営	町政運営の原則
	定義		個人情報保護		総合計画
	基本理念	住民自治	住民自治のあり方・定義		行政組織
	基本原則		住民自治の原則		財政運営
条例	位置づけ、体系化		地域自治組織		法務政策
	見直し	基礎的コミュニティ	法令遵守、公益通報		
町民	運用、第三者機関	参加・参画と協働	参加、参画の権利		(情報公開・共有)
	町民の権利と役割、責務		参加、参画と協働の制度		(個人情報保護)
			子どもの権利		参画と協働のまちづくり
事業者の役割と責務	計画等への参画		審議機関への参画		広報・広聴、パブリックコメント
町民投票	町民投票		まちづくり活動への支援	行政手続	
議会	議会の役割、責務		町民公益活動(NPO)	行政評価	
	議員の役割、責務、倫理	町職員	外部監査		
町長	町長の役割、責務、倫理		危機管理		
町職員	町職員の責務、地域参加		連携	国県自治体間連携	
文化のまちづくり	生涯学習	広域連携			
		文化振興、文化権、多文化共生、地域資源を生かしたまちづくり			